

特別養護老人ホーム いちいの森 令和8.6.1～

月額料金早見表 (30日計算)

介護保険適用となる費用	日 毎 算 定 ※1			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		施設介護サービス費	600	671	745	817	887	
		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	6	6	6	6	
		看護体制加算(Ⅱ)イ	23	23	23	23	23	
	日毎算定費用計 (1ヶ月(30日)あたり)		629 (18,870)	700 (21,000)	774 (23,220)	846 (25,380)	916 (27,480)	
	月 毎 算 定	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50	50	50	50	50
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10	10	10	10	10
		協力医療機関連携加算		50	50	50	50	50
	月毎算定費用計		110	110	110	110	110	
	日毎算定+月毎算定合計 (1ヶ月(30日)あたり)		18,980	21,110	23,330	25,490	27,590	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ ※2 上記日毎算定+月毎算定合計×17.2%		3,265	3,631	4,013	4,384	4,745		
A 介護保険適用費用月額 ※3		22,245	24,741	27,343	29,874	32,335		
※1 初回利用時のみ30日を限度として『初期加算』(30/日)を算定いたします。 ※1 入所時に一度だけ『安全対策体制加算』(20/回)を算定いたします。 ※1 利用期間中に外泊される際、月に6日を限度とし外泊時加算(246/日)を算定する場合がございます。 ※1 療養食(該当者のみ)を提供する際、療養食加算(6/回)を算定いたします。 ※2 介護職員等処遇改善加算は目安となります。(加算により変動いたします) ※3 『介護保険適用費用月額』の負担割合は、所得に応じて1割、2割、3割の負担段階が決定されます。								
食費・居住費	日 毎 算 定			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
		食費		300	390	650	1,360	1,445
		多床室居住費		0	430	430	430	915
	日毎算定費用(多床室)合計 月額(30日計算)		300 (9,000)	820 (24,600)	1,080 (32,400)	1,790 (53,700)	2,360 (70,800)	
C その他の費用	日用品費		実 費					
	行事等活動費		実 費					
	医療費(治療及び健康診断料)		実 費					
	理美容代	散髪代 顔そり代	実 費					

※A(介護保険適用費用月額)+B(食費・居住費の月額)+C(その他の費用)=月額料金となります。

月額料金目安	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	31,245	33,741	36,343	38,874	41,335
第2段階	46,845	49,341	51,943	54,474	56,935
第3段階①	54,645	57,141	59,743	62,274	64,735
第3段階②	75,945	78,441	81,043	83,574	86,035
第4段階	93,045	95,541	98,143	100,674	103,135

[利用者負担段階]

- 第1段階＝世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方
- 第2段階＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
- 第3段階①＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方
- 第3段階②＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の方
- 第4段階＝市町村民税課税者が世帯にいるか、本人が市町村民税課税者の方(44,400円)
- 第4段階＝年収入額が約770万円超約1,160万円未満の方(93,000円)
- 第4段階＝年収入額が約1,160万円以上の方(140,100円)
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：1割負担は年金収入年額280万円未満
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：2割負担は年金収入年額280万円以上340万円未満
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：3割負担は年金収入年額340万円以上